



福島医発第 2455 号 (地)
令和 2 年 12 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

年末年始に向けた医療提供体制の確保に係る
診療時間等の変更に関する医療法上の取扱いについて

今般、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえ、年末年始においても引き続き、診療・検査体制や入院体制を維持・確保することの重要性に鑑み、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部(局)宛に事務連絡が発出された旨、日本医師会より通知がありました。

具体的には、年末年始における医療提供体制の確保に当たっては、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえ、一時的に診療時間や診療日を変更することも想定されるところ、当該変更については、医療法に基づく届出は省略して差し支えないこととされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(地 435) (健Ⅱ372)

令和2年12月15日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

釜 范 敏



年末年始に向けた医療提供体制の確保に係る
診療時間等の変更に関する医療法上の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、年末年始に向けた医療提供体制につきましては「年末年始に向けた医療提供体制の確保に関する対応について」(令和2年12月3日付け(地429)(健Ⅱ364))にてご案内差し上げているところです。

今般、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえ、年末年始においても引き続き診療・検査体制や入院体制を維持・確保することの重要性に鑑み、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部(局)宛に事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

具体的には、年末年始における医療提供体制の確保に当たっては、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえ、一時的に診療時間や診療日を変更することも想定されるところ、当該変更については、医療法に基づく届出は省略して差し支えないこととされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 11 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

年末年始に向けた医療提供体制の確保に係る
診療時間等の変更に関する医療法上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続について」（令和 2 年 2 月 16 日付け厚生労働省医政局総務課・健康局結核感染症課事務連絡）等においてお示ししてきたところです。

上記に加えて、年末年始に向けた医療提供体制の確保に係る医療法上の取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、内容を御了知の上、管内医療機関へ周知をいただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、この取扱いは、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえ、年末年始においても引き続き診療・検査体制や入院体制を維持・確保することの重要性に鑑みたものであることにご留意いただくようお願い申し上げます。

記

年末年始における医療提供体制の確保に当たっては、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえ、一時的に診療時間や診療日を変更することも想定されるが、当該変更については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく届出は省略して差し支えないこと。